

令和4年度 大東市教育委員会 11月定例会会議録

1. 開催年月日

令和4年11月21日（月） 午前10時00分～午前10時50分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（4名）

- ・教育長 水野 達朗
- ・教育委員 田中 佐知子
- ・教育委員 齊藤 めぐみ
- ・教育委員 中野 健一郎

4. 出席説明員（12名）

- ・教育総務部長 北本 賢一
- ・学校教育政策部長 伊東 敬太
- ・教育総務部総括次長兼家庭・地域教育課長 佐々木 由美
- ・学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長 村島 正浩
- ・教育総務部次長兼学校管理課長 芦田 雄一
- ・教育総務部次長兼教育総務課長 杉谷 明子
- ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・教育総務部教育総務課参事兼北条青少年教育センター所長 田中 廣信
- ・学校教育政策部企画・教職員課長 花澤 秀之
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課長 川阪 栄介
- ・学校教育政策部課長兼教育研究所長 浅井 裕子
- ・教育総務部教育総務課課長補佐 岡田 健嗣

5. 傍聴者 3名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第31号
令和4年度大東市一般会計補正予算（第7次）【教育関係】に係る意見聴取について
- 日 程 第 3 教委議案第32号
大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例の一部改正に係る意見聴取について
- 日 程 第 4 教委議案第33号
令和5年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について
- 日 程 第 5 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第33号

令和5年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第4号の規定に基づき、令和5年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和4年11月21日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

市民の教育に対する期待と要望に応え、学校教育の健全な発展を期すべく、組織的・機能的な学校運営と教職員の教育意欲・資質の向上をめざして、適切な人事管理のもとに教職員組織の充実を図るため。

令和5年度 大東市立小・中学校教職員人事基本方針（案）

令和4年11月 日制定
大東市教育委員会

豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「令和5年度公立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」に則り、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。

- 1 本市のめざす教育、および各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。
- 2 児童生徒数の増減および各校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異動を行う。
- 3 教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、配置換および区内異動等の人事を積極的に進める。
- 4 新規採用の教職員については、幅広い視野と高い教育的専門性を有する人材の育成に努める。
- 5 校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材の登用に努める。

大東市立小・中学校教職員人事基本方針 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="360 320 904 347"><u>令和5年度</u>大東市立小・中学校教職員人事基本方針</p> <p data-bbox="271 400 1070 549">豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「<u>令和5年度</u>公立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」に則り、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。</p> <p data-bbox="271 603 517 630">1 同 右</p> <p data-bbox="271 724 517 751">2 同 右</p> <p data-bbox="271 845 517 873">3 同 右</p> <p data-bbox="271 967 517 994">4 同 右</p> <p data-bbox="271 1088 517 1115">5 同 右</p>	<p data-bbox="1178 320 1722 347"><u>令和4年度</u>大東市立小・中学校教職員人事基本方針</p> <p data-bbox="1088 400 1888 549">豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「<u>令和4年度</u>公立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」に則り、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。</p> <p data-bbox="1088 603 1888 671">1 本市のめざす教育、および各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。</p> <p data-bbox="1088 724 1888 793">2 児童生徒数の増減および各校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異動を行う。</p> <p data-bbox="1088 845 1888 914">3 教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、配置換および地区内異動等の人事を積極的に進める。</p> <p data-bbox="1088 967 1888 1035">4 新規採用の教職員については、幅広い視野と高い教育的専門性を有する人材の育成に努める。</p> <p data-bbox="1088 1088 1888 1157">5 校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材の登用に努める。</p>

令和5年度大東市立小・中学校教職員人事取扱要領（案）

令和5年度大東市立小・中学校教職員人事については、「大東市立小・中学校人事基本方針」に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の事項に重点を置き、計画的に実施するものとする。

1. 教職員の人事について

(1) 過欠員の調整

児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置換および広域異動（以下「異動等」という。）を行い、効率的な過欠員調整を図る。

(2) 教職員構成の適正化

① 各学校における教職員の構成については、年齢別、性別、担当教科別、学校課題等を勘案するとともに、各分野の推進力となる教職員を適正に配置するように留意する。

② 「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、同和教育、支援教育、在日外国人教育等、人権尊重の教育を推進する人材とともに学校の教育課題に対応する人材を学校の実情に応じて配置に考慮する。

なお、在外教育施設等への派遣経験者や様々な人事交流経験者の配置については、それぞれ経験した教育活動が活かされるよう配慮する。

(3) 学校の活性化を図る人事の推進

学校長の経営方針のもと、魅力ある学校づくりの推進を図るとともに、若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。

(4) 市町村間等における人事交流の推進

異動等を行うに当たっては、市町村間、政令指定都市・豊能3市2町・他府県及び異なる校種間等、多様な人事交流を積極的に推進する。

(5) 新規採用教職員の人事

新規採用教職員については、資質向上の観点から、適正な配置となるよう考慮する。

また、新規採用教員の異動に当たっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進する。

(6) 首席・指導教諭の配置

首席及び指導教諭の配置については、学校の実情、課題等を勘案の上、学校運営体制・機能の充実または教職員の指導力の向上を図るため、計画的に行う。

(7) 異動の対象者

学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、以下の基準により、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進する。

① 新規採用者

現任校において4年以上勤務する者。ただし、最長6年を目途とする。

② ①以外の者

現任校において7年以上勤務する者。ただし、最長10年を目途とする。

- ・ 現任校における勤務年数が7年未満の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が内申し、その内申に基づき大阪府教育委員会が異動することが適当であると認めた者を異動の対象者とする。
- ・ 現任校における勤務年数が10年以上の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が協議し、その協議に基づき大阪府教育委員会が引き続き勤務させることがやむを得ないと認めた者は異動の対象者から除外する。

2. 校長および教頭の人事について

校長および教頭の任用・異動等については、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに、女性および若手教職員の登用を心がけ、学校の実情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置する。

3. 女性教職員の人事について

- (1) 各学校における主任等の任命に当たっては、女性教職員の活用を計画的に進める。
- (2) 女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意する。

4. 教職員の退職について

年度末に退職する教職員等の退職手当に関する優遇措置の適用については、その趣旨の周知徹底を図る。

大東市立小・中学校教職員人事取扱要領 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="324 395 907 422"><u>令和5年度</u>大東市立小・中学校教職員人事取扱要領</p> <p data-bbox="224 523 1086 630"><u>令和5年度</u>大東市立小・中学校教職員人事については、「大東市立小・中学校人事基本方針」に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の事項に重点を置き、計画的に実施するものとする。</p> <p data-bbox="224 726 672 758">1 ～ 5 略</p>	<p data-bbox="1198 395 1780 422"><u>令和4年度</u>大東市立小・中学校教職員人事取扱要領</p> <p data-bbox="1097 523 1960 630"><u>令和4年度</u>大東市立小・中学校教職員人事については、「大東市立小・中学校人事基本方針」に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の事項に重点を置き、計画的に実施するものとする。</p> <p data-bbox="1097 726 1545 758">1 ～ 5 略</p>

8. 一般業務報告

1. 学校園における教育活動について

9. 会議録

水野教育長

それでは定刻になりましたので、令和4年度11月定例会を開始させていただきます。開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

北本部長

本日の出席は教育長及び教育委員3名、合計4名でございます。太田委員より本日はご欠席の旨ご連絡がございました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は成立することをご報告申し上げます。

水野教育長

報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から11月の教育委員会定例会を開催いたします。

まず傍聴にお越しの皆様、朝早くからありがとうございます。教育行政というもの、基本的には教育委員会事務局というものが様々な施策を立案して、重要な案件については最終的に教育委員の皆様で議決をしていくという会議の仕方となっています。これは大東市だけではなく全国的に教育委員会組織というものはそのようになっておりますので、今後ご興味ご関心を深めて頂ければありがたいと思います。

それでは議事に入ります。日程第1「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、齊藤委員によりお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第31号 令和4年度大東市一般会計補正予算（第7次）【教育関係】に係る意見聴取について、及び、日程第3 教委議案第32号 大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例の一部改正に係る意見聴取について、を議題とします。

なお、両案件につきましては、大東市情報公開条例第6条第4号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思います。承認の委員は挙手をお願いします。

【挙手全員】

水野教育長

ご異議なしと認めますので、それでは本件につきましては、非公開とさせていただきます。

傍聴にお越しの皆様は、一旦退席をお願いします。

【非公開】

水野教育長

それでは、ただ今から定例会を公開とします。

次に、日程第4 教委議案第33号 令和5年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について、提案理由の説明をお願いいたします。

花澤課長

教委議案第33号をご覧ください。令和5年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号の規定に基づき、令和5年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、市民の教育に対する期待と要望に応え、学校

教育の健全な発展を期すべく、組織的・機能的な学校運営と教職員の教育意欲・資質の向上をめざして、適切な人事管理のもとに教職員組織の充実を図るためでございます。

それでは資料2枚目「令和5年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針(案)」をご覧ください。

豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、下記の1から5の事項に重点をおいて適正な人事を行うものです。

人事基本方針に関しましては、昨年度の基本方針からの内容の変更点はありません。したがって、資料3枚目にあります新旧対照表のとおり、年次修正のみとしております。

次に、この基本方針を踏まえた具体的な方向性を資料4枚目「令和5年度大東市立小・中学校教職員人事取扱要領(案)」に示しております。資料4枚目をご覧ください。概要につきましてご説明させていただきます。

まず、1. 教職員の人事についてです。

(1) につきましては、計画的な配置換及び広域異動を行い、効率的な過欠員の調整を図ってまいります。

次に(2)(3) につきましては年齢別や性別、学校課題等を勘案し、各分野の推進力となる教職員を適性に配置し、学校長の経営方針のもと、教職員構成の適正化及び教職員の意欲の向上を図る人事を推進してまいります。

次に(4)～(6) につきましては、市町村間等における異動を積極的に推進するとともに、新規採用教職員につきましては、資質向上の観点から適正な配置を考慮し、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進してまいります。また、首席及び指導教諭の配置については、学校運営体制・機能の充実等を図るため、計画的に行ってまいります。

次に(7) につきましては、学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進いたします。

基準として、新規採用者については4年から6年、それ以外のものは7年から10年を基準としております。

続いて、2 校長及び教頭の人事についてです。

校長及び教頭の任用については、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに学校の実情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置してまいります。

次に3、女性教職員の人事については、主任等の任命に当たり、女性教職員の活用を計画的に進めるとともに、母性保護の観点に十分留意してまいります。

最後に、4 教職員の退職について、年度末に退職する教職員等の退職手当に関する優遇措置の適用については、その趣旨の周知を図ることとしております。

本市の要領は、大阪府教育委員会が示す人事取扱要領が基礎となっております。今年度、府の要領につきましては、特に変更点はなく、年次修正のみ

となっております。したがって、本市の要領につきましても、資料5枚目の新旧対照表のとおり、年次修正のみとしております。

以上、人事基本方針並びに人事取扱要領について、提案をさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

水野教育長
田中委員
花澤課長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

現在在籍している教職員の年代別割合について教えてください。

教職員の年代別割合につきましては、20代が20%、30代が50%、40代以上が30%となっております。

中野委員

校長及び教頭の学校運営上の能力は具体的にどのような能力になりますか。

伊東部長

学校運営ですので多岐に渡るかと思いますが、校内人事面や教育課程を円滑に運営出来ているかといった面や、広く言えば施設等の環境整備面も入ってくると思いますので、そういった一つ一つを管理職として適切に出来ているかということになるかと思います。

中野委員

教育委員会内で、そういったことをチェックしていく機能は備えていますか。

伊東部長

教職員の評価につきましては、教育委員会の評価育成システムに則って、職員の場合は学校長が評価を行い、学校長については教育長が行います。年度初めの目標に対して、進捗状況を確認しながら評価していくこととなります。

中野委員

個々人のタスク能力であったり、部下との折衝能力であったり、人材育成能力であったり、色々な観点で総合的に判断していくことになると思います。また、運営に関しては経験も必要になってきますし、それが市民や保護者が求めている能力に合っているかといった、保護者対応能力も必要となってきますので、そのような能力のある方を今後も配置していただけたらと思います。

水野教育長

それでは、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

以上で本日の教委議案を終わります。

・・・・日程第5 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・

① 学校園における教育活動について

⇒大阪府コロナ信号は現在イエローとなっております。適切なマスクの着脱についてのリーフレットが各校に届いており、本人や保護者の意に反してのマスクの着脱は強要しないこととなっております。

意見・質問

・イエロー信号となったことでの学校の変化について

⇒厚労省等からの新たな指示はないので、従来からの運営に変化はありません。

・マスクをすることで体調を崩す児童生徒はいますか。

⇒以前からマスクが難しい児童生徒はいますが、適切な着脱を指導して
います。

.....

各教育委員から意見等について

- ・自分の子どもの将来への道筋を考えることの難しさについて。
- ・各校が発行している学校だよりについて。為になり楽しめる内容がたくさん書かれている。
- ・学校における不審者対策について。マニュアルを読んでいるだけでは到底行えるものではないため、実践訓練が重要である。

以上をもちまして、11月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

令和4年12月26日

水野教育長

齊藤委員